

○ 財務省告示第三百三十号
平成十二年九月二十七日(以下略)

國庫短期証券(第一百三十九回) 財務大臣 野田佳彦

二 一 発行条件等を次とおり告示する。
令第六号(以下略)
の法律発行の名称及び記述
条項及び根拠
の法規の適用方法の適法

四 行方の法規の適用方法の適法

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法規の適用方法の適法
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に一金号法
市る参て札發によ「争は受けけるもとい」
場も加、「争は受けけるもとい」
特の者財同「争は受けけるもとい」
別にご務時と「争は受けけるもとい」
參よと大にい「争は受けけるもとい」
加るに臣行う「争は受けけるもとい」
者発応がわく「争は受けけるもとい」
・行募各れ及一札わする「争は受けけるもとい」
第へ限國るび価一れ。の規
I以度債入価格とる。その規定

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	払 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 額	行 争 非 者 特 国 入 価 行 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 争 額		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三八四 円千十兆 五六四 百万千 八二六 一千百 一九五 億百十 百円四 四億 十九 九千 五万九 五百百	額億額 面二面 金千金 額万額 で円で 三四四 三千兆 五百四 八千六 六百十二 六七十 二億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

